

日滝地域公民館 使用のてびき ～地域公民館を気持ちよく使用するために～

「日滝地域公民館」は須坂市の社会教育施設です。地域の社会教育活動をする団体や地域の公共団体等が学びの場所として使用できます。

この「使用のてびき」をよくお読みいただき、使用する団体・サークルの皆さん全員が理解し、使用していただくようお願いいたします。

1. 使用の申し込みについて

- (1) 使用を希望する団体は、年度ごとに「須坂市地域公民館使用許可申請書」を提出、または電子申請から団体登録を行ってください。

許可を受けてから申し込みが可能となります。

- (2) 申し込み受付は、紙による申し込みに加え、パソコンやスマートフォンから「須坂市公共施設予約システム(以下、「施設予約システム」という)」で2か月先の月末まで予約ができます。ただし、施設予約システムの申し込みは仮予約なので、予約が確定したら使用することができます。

なお、申し込みは受付順です。使用したい日時が他団体等と重なった場合は、早い時間の申し込みの方が優先となります。

- (3) 使用可能時間は、準備、片付けを含めて午前9時～午後10時までです。また、12月29日から1月3日までは休館となりますので、申し込みの受付はできません。
- (4) 申込受付完了後に部屋を使用しなくなった場合は、必ず、キャンセルの連絡をしてください。
- (5) **注意** 紙による申し込みの方へ: 今までの紙台帳は廃止します。3月5日以降の申し込みは、職員又は申込者が施設予約システムに直接入力しますので、必ず、利用者 ID(登録番号)・パスワードが必要となります。

2. 鍵の取り扱いについて(平日の午後5時15分以降と、土・日、祝日等)

- (1) 2024 年3月5日からスマートロックが設置され、事前に鍵を借りる必要がなくなりました。
- (2) 紙による申し込みの方には、申し込み登録後に暗証番号(6桁)の紙をお渡しします。
- (3) パソコンやスマートフォンから申し込みの方には、予約が確定すると予約者にメールが届き暗証番号(6桁)をお知らせします。
- (4) スマートロックに暗証番号(6桁)とレ点マークを押して解錠します。なお、お帰りの際はレ点マークを押して施錠を確認してください。
- (5) 予約時間の前後 30 分はスマートロックの解錠が可能です。

(6) 注意 特にインターネットを利用して申し込む団体の方へ

- ・連休等に使用したい時は、早めに申し込みを行い、暗証番号が届いていることを確認してください。
- ・平日の17時15分以降の当日予約はできません。
- ・土・日、祝日の使用を前日に仮予約をした場合は、必ず地域公民館に電話連絡をしてください。職員が気付かない場合もありますのでご協力をお願いします。

3. 使用にあたって

- (1) 申し込み以外の部屋には入らないようにしてください。
- (2) 地域公民館敷地内は全面禁煙です。喫煙はご遠慮ください。
- (3) 飲食や調理実習をされた場合、飲食の残り物、茶殻、空きびん・空き缶など、使用した際に出たゴミは全てお持ち帰りください。
- (4) 飲食に使用した食器類は、確実に洗浄し布巾で拭いて所定の場所に戻してください。
※ 衛生上、布巾を持参してください。
- (5) 施設及び備品等の汚損・破損した場合は、必ず申し出てください。修繕料等を実費負担していただくことがあります。
- (6) 使用後は必ず清掃をしてください。掃除器具は下駄箱横のロッカーに収納してあります。また、机・イス等を所定の場所へ戻してください。
- (7) 冬季に調理実習室を使用後は、凍結防止のため蛇口に台布巾を掛けてください。
- (8) 夏季のエアコン・冬季の暖房使用の際は、設定温度を守り節約に心がけてください。
- (9) 冷暖房の使用料について

・1台当たり 1時間につき 100円です。1時間未満の端数があるときは切り上げるものとし増徴します。

・日滝地域公民館が発行する納付書により納入してください。

・使用料の減免措置(須坂市公民館条例 11 条、同規則第 8 条)

市が自ら使用するとき、使用者が市と共催して使用するときは減免措置があります。

※減免申請書の提出により減免となる団体等 (詳しくは職員へ)

民生児童委員協議会、生涯学習推進員会、消防団、保健補導員会、区長会、公民分館長会、地域づくり推進委員会、農業委員会など

- (10) AEDをロビーのカウンター下に設置してあります。消防署(119)へ通報するとともに適切に使用してください。なお、通報要領を AED 設置場所の上部ホワイトボードに掲示してあります。

4. 使用できない場合

- (1) 営利を目的として行う内容と認められるとき。
- (2) 興業を目的とした内容と認められるとき。

- (3) 飲酒・飲食のみを目的とした内容と認められるとき。
- (4) 職業的な指導者による定期的、断続的使用と認められるとき。
- (5) 政党、宗教団体、企業(営利団体)が社会教育的事業以外での目的で使用すると認められるとき。
- (6) 労働団体・労働組合が社会教育的事業以外での目的で使用すると認められるとき。
- (7) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

5. 諸注意 (平日の午後5時15分以降と、土・日、祝日の時)

- (1) 火災報知器が作動し非常ベルが鳴った場合は、ただちに館内を点検し、消防署(119)へ通報するとともに、生涯学習センターに連絡してください。
- (2) 避難を最優先とし、危険のない範囲で初期消火に努めましょう。
非常口は、正面玄関、調理実習室、防災活動室です。
消火器の設置場所は、廊下(印刷機横、防災活動室出入口横)、調理実習室にあります。
- (3) ガスレンジ及びビルトインコンロの使用について
 - ・ガスレンジを使用するときは、ガスレンジ裏の元栓を開けて使用してください。使用後は閉めてください。
 - ・ビルトインコンロを使用するときは、点火スイッチロックを解除して使用してください。使用後はロックしてください。
(外の元栓は絶対に開閉しないでください。ガスが使用できなくなる場合があります。)
 - ・火災予防のため、ガス台を使用するときはその場所を離れないでください。

6. 使用責任者は、最終確認をして最後に退出

- (1) 窓の施錠(二重ロック)、ファンヒーターやエアコンのスイッチを切る、電灯を消す、カーテン・ブラインド・障子を開けるなどの点検をしてください。
- (2) 使用後は、「日滝地域公民館使用伝票」に記入漏れのないよう記入し、事務室窓口へ提出ください。(平日の午後5時15分以降と、土・日、祝日等はポスト(郵便受け)に入れてください。)(特に人数の記入漏れに注意してください。)

7. その他

- (1) 以上の事項が守れない団体には、使用を制限させていただく場合があります。
- (2) 各団体への連絡は、「須坂市地域公民館使用許可申請書」に記載された使用責任者の方へ連絡します。年度の途中で使用責任者等が変更になった場合は、必ず連絡をしてください。
- (3) 体調のすぐれない時は、使用をお控えください。
- (4) 施設入口での検温、消毒は任意でお願いします。

8. 連絡先 日滝地域公民館Tel026-248-1686、生涯学習センターTel026-245-1598